

平成 28 年 6 月 13 日

株主各位

東京都大田区池上五丁目 6 番 16 号
池上通信機株式会社
代表取締役社長 清森 洋祐

第 75 回定時株主総会招集ご通知および第 75 回定時株主総会招集
ご通知に際してのインターネット開示事項の一部訂正のお知らせ

平成 28 年 6 月 8 日に株主の皆さまにご送付いたしました「第 75 回定時株主総会招集ご通知」、および平成 28 年 6 月 1 日付にて当社ホームページに掲載しました「第 75 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 第 75 回定時株主総会招集ご通知 49 ページ

株主総会参考書類 第 2 号議案 監査役 3 名選任の件 の一部

訂正前

監査役全員（3 名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役 3 名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

訂正後

監査役 3 名中、大越弘孝は 5 月 31 日に逝去し、同日をもって監査役を退任いたしました。また、他 2 名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役 3 名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

2. 第 75 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 9 ページ
個別注記表 税効果会計に関する注記

訂正前

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が 4 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 4 百万円増加しています。

訂正後

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が 4 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 4 百万円増加しています。

以上